

○民事訴訟法に基づく文書提出命令に関する事務手続要領

平成 14 年 4 月 23 日

埼例規第 38 号・文

警 察 本 部 長

民事訴訟法に基づく文書提出命令に関する事務手続要領の制定について（通達）

民事訴訟法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 96 号）が施行されたことに伴い、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成 14 年 5 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

民事訴訟法に基づく文書提出命令に関する事務手続要領

第1 趣旨

この要領は、民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「法」という。）に基づき、埼玉県警察職員（以下「職員」という。）又は職員であった者がその職務に関し保管し、又は所持する文書（以下「公文書」という。）を提出する際の事務手続に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要領における用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 公務秘密 職員の職務上の秘密をいう。
- (2) 公務秘密文書 法第220条第4号ロに規定する公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれのあるものをいう。
- (3) 高度公務秘密文書 法第223条第4項各号のいずれかに該当する公務秘密文書をいう。
- (4) 自己使用文書 法第220条第4号ニに規定する専ら文書の所持者の利用に供するための文書をいう。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）第2条第2項に規定する公文書に該当するものを除く。
- (5) 刑事事件関係書類等 法第220条第4号ホに規定する刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書をいう。

第3 意見聴取があった場合の措置

- 1 所属長は、裁判所から、法第223条第3項の規定に基づき、文書提出命令の申立てに係る公文書が公務秘密に関するものに該当するかどうかについて意見聴取があったときは、速やかに当該公文書の内容に関する事務を主管する所属長（以下「主管所属長」という。）に、当該公文書の写しを添えて通知するものとする。
- 2 前記1の通知を受けた主管所属長は、総務部文書課長（以下「文書課長」という。）及び必要により当該公文書の内容に関連する事務を主管する所属長（以下「関係所属長」という。）に通知するとともに、当該公文書が、公務秘密文書若しくは高度公務秘密文書（以下「公務秘密文書等」という。）、自己使用文書又は刑事事件関係書類等に該当するかどうかについて協議するものとする。この場合において、主管所属長は、必要により当該公

文書を保管している所属長（以下「保管所属長」という。）その他主管所属長が必要と認める者を協議に加えることができる。

第4 意見陳述等

- 1 第3の2の協議の結果、当該公文書が、公務秘密文書等に該当するときは、主管所属長は、裁判所に公務秘密文書等に該当する旨の意見及びその理由を陳述するものとする。
- 2 第3の2の協議の結果、当該公文書が公務秘密文書等に該当しないときは、主管所属長は、裁判所に公務秘密文書等に該当しない旨を、文書課長は保管所属長に当該協議の結果を通知するものとする。この場合において、当該公文書が法第223条第5項に規定する第三者の技術又は職業の秘密に関する事項に係る記載がされている文書であるときは、主管所属長が同項に規定する当該第三者の意見聴取を行うものとする。
- 3 第3の2の協議の結果、当該公文書が、公務秘密文書等に該当しない場合で、文書提出命令の申立てに係る記述以外の記述がある文書であるときは、主管所属長は、裁判所への通知に当たり、法第223条第1項後段の取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分がある旨意見を述べるものとする。

第5 法第223条第2項に基づく審尋に対する措置

裁判所から、法第223条第2項の規定に基づき、文書提出命令に当たって審尋を行う旨通知されたときは、第3に準じて措置するものとする。

第6 文書課長の措置

文書課長は、裁判所から文書提出命令の申立てに伴う意見聴取があったときは、当該申立てが、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）又は埼玉県情報公開条例に基づく開示請求に対して不開示とした処分に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟においてなされた申立てであるかどうかについて、当該意見聴取をした裁判所に確認するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第7 退職した職員に対する措置

主管所属長は、埼玉県警察に在籍していた職員が、提出命令を受けた公文書を所持していると認められるときは、警務部警務課長と協議の上、必要な手続をとるものとする。

実施日

この例規通達は、平成14年5月1日から実施する。

実施日（平成 18 年 3 月 28 日文第 74 号）

この通達は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 5 年 3 月 15 日文第 160 号）

この通達は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。